

2025年度第3回幹事会資料

【目次】

1.新規事業契約について.....	2
2.インカレ用OCADライセンスの購入について.....	23
3.新規施策について.....	27
4. 日本学連版權テレインの地図修正にかかる費用の継続的な支出についての検討.....	37
5.部局報告.....	39

1.新規事業契約について

住所利用および派生業務委託に関する契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）は、下記業務に関して、契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙の住所を、自らの事務局所在地として利用するにあたり乙に派生業務を委託する。

第2条（業務内容）

甲は、住所利用に伴い派生する業務について、下記の通り乙に委託する。

記

甲宛の郵便物・配達荷物を預かり甲が指定する宛先へ転送する。

第条（契約期間）

委託期間は、令和年月日から令和年月日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第条（契約料）

本契約に基づく乙の契約料は、円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第6条（長期不在時の対応）

乙は、所在地を24週間以上不在にするときは、速やかに甲にその旨を報告し、対応を協議しなければならない。

第条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示してはならない。

第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第条（不可抗力免責）

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

。

第□□条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第1□条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和□年□月□日

甲		
住所	栃木県日光市小代1485-60	
氏名	日本学生オリエンテーリング連盟	
会長	河合 利幸	印
□□□		
乙		
住所	栃木県日光市小代1485-60	
氏名	坂野山遊地図企画	
代表	坂野 翔哉	印

青山高原・マキノにおけるテレイン管理に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）とNishiPRO 西村徳真（以下、「乙」という。）とは、甲が所有する「青山高原」「マキノ」のオリエンテーリング競技用エリア（以下、「テレイン」という。）に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。
- 2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

- 第2条 甲所有テレインである「青山高原」「マキノ」の継続的利用に必要な地域渉外業務、及び利用調整業務（以下、「管理業務」という。）を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（業務の内容）

- 第3条 甲は、甲所有テレインである「青山高原」「マキノ」における管理業務の全部を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 本契約における管理業務とは、以下を指す。
1. 地域渉外情報の維持管理
 2. 大会・練習会開催時の開催団体への地域渉外活動の指南
 3. 渉外トラブル時の地元釈明・復旧対応
- 3 甲または乙は必要があるときは管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
- 4 管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
- 5 乙はテレイン管理業務に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスをを行う。

（注意義務）

- 第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって管理業務を遂行するものとする。
- 2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料）

- 第5条 本契約に基づく乙の委託料は、年間100,000円（消費税別）とする。支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法で行う。振込手数料は甲の負担とする。

（報告義務）

- 第6条 乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。
- 2 乙は、甲の年度最終の幹事会・総会にて、管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、地域渉外実績日、及びその内容、テレイン利用日、テレイン利用代表者、テレイン利用総人数、地域住民とのトラブルの有無およびその内容を必ず含めなければならない。

（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

- 第7条 甲は、管理業務の遂行上必要な資料等（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に複製・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

（秘密保持）

- 第8条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報を、本契約有効期間中のみなら

ず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

（不可抗力免責）

第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)
第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)
第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)
第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(管轄裁判所)
第13条 本契約に關し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)
第14条 本契約に定めない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲	住所 氏名	栃木県日光市小代1485-60 日本学生オリエンテーリング連盟 会長 河合 利幸	印
乙	住所 氏名	兵庫県神戸市垂水区つつじが丘7-12-2 NishiPRO 代表 西村 徳真	印

倉庫賃貸借契約書

有限会社ヤマカワオーエンタープライズ（以下、「甲」という。）と日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「乙」という。）は、本日次のとおり後記建物の表示欄記載の建物（以下、「本件建物」という。）の一部区画について、賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

□甲は、乙に対し、以下の約定に従い、倉庫として利用することを目的として本件建物の一部区画（別紙見取り図参照□以下「本件倉庫」という。□を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第□条（契約期間）

1. 委託期間は、令和□年□月□日から令和□年□月□□日までとする。
2. 前項の契約期間満了の3か月前までに当事者双方から契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、契約期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって本契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

第□条（契約料）

本件倉庫の賃料・~~共益費~~は□年額□□□□□□円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、乙甲が甲乙の指定する銀行口座に賃料を振込む方法にて行う□振込手数料は乙甲の負担とする。

第□条（保証金）

本契約において、保証金は設けない□

第□条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第6条（維持管理）

1. 乙は、本件建物を善良なる使用者としての注意をもって管理し、使用しなければならない。
2. 乙は、資材を管理するにあたって本件建物に修繕を必要とする損傷又は不具合を発見した場合には、直ちに甲に通知し、甲は直ちに必要な修繕を行う。
3. 甲が前項の修繕を行う場合には、事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合であって乙に事前に通知できない場合は、乙に事前に通知することなく、本件建物内に立ち入り、点検、修繕等を行うことができる。この場合においては、甲は、乙に対し、事後速やかに点検、修繕等のため本件建物内に立ち入った旨通知するものとする。

第7条（損害賠償責任）

1. 乙は、乙の故意又は過失により、本件建物又はその付属設備を滅失又は毀損した場合その他甲に損害を与えた場合には、甲に対し、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。
2. 乙は、乙の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合には、これによる一切の責任を負担しなければならない。
3. 前2項の規定の適用に当たっては、乙の役員、使用人、代理人、請負人等の故意又は過失により生じた損害は、乙の故意又は過失により生じた損害とみなす。

第□条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第9条（原状回復）

1. この契約が終了したときは、乙は甲に対し、直ちに本件倉庫を原状に復した上で返還しなければならない。
2. 乙が、前項の義務を履行しないときは、甲は、乙の費用負担で、本件倉庫を原状に復することができる。

第□□条（不可抗力免責□

□不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第□□条（管轄裁判所□

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第1□条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

甲

住所 栃木県塩谷郡塩谷町大字船生6082-68□山川克
則記念館内

氏名 有限会社ヤマカワオーエンタープライズ
代表取締役 山川□克則 印

乙

□□□

住所 栃木県日光市小代1485-60

氏名 日本学生オリエンテーリング連盟

会長 河合 利幸 印

建 物 の 表 示

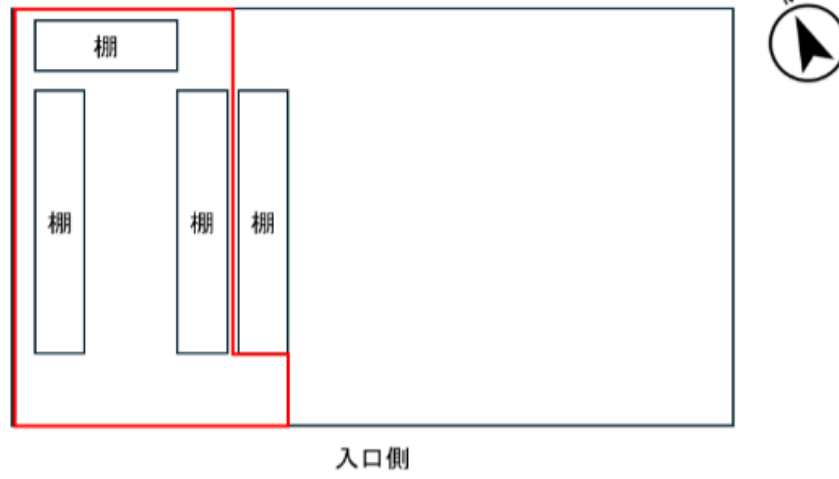
所□□在 栃木県塩谷郡塩谷町船生6082-68

家屋番号 6082番68-20

構 造 等 鉄骨造平屋建て倉庫

床 面 積 43.89□

□別紙□ 賃貸借契約の目的とする本件建物の区画（赤枠内）



地図管理に関する管理業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）とNishiPRO 西村徳真（以下、「乙」という。）とは、甲が所有する「青山高原」「マキノ」の競技地図に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。
- 2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

- 第2条 甲所有の地図に関する調製（レイアウト・色彩・レイヤー設定等）、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（業務の内容）

- 第3条 甲は、甲所有の「青山高原」「マキノ」の地図に関する調製、印刷及び販売業務（以下、「地図管理業務」という。）の全部（ただし、インカレ実行委員会が発注するものを除く）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲または乙は必要があるときは地図管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
- 3 地図管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
- 4 乙は地図に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスをを行う。

（注意義務）

- 第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への地図管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって地図管理業務を遂行するものとする。
- 2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料および支払方法）

- 第5条 甲は、地図管理業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」のとおりとする。
- 2 乙は、甲の幹事会にて、地図管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、販売地図名、販売枚数、販売額、販売先、地図使用日、売上総額を必ず含めなければならない。また、この報告は年度中間期と年度最終の幹事会・総会でを行うものとする。
- 3 年度全体の報告は会計監査を経るものとする。
- 4 乙は前項の会計監査の終了後1ヶ月以内に地図売上総額から業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲は、これをもって、乙に対する業務委託料の支払いに代える。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
- 5 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

- 第6条 甲は、地図管理業務の遂行上必要な資料等を（以下、「資料等」という。）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

（秘密保持）

- 第7条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく地図管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託した第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

- 第8条 乙の責に帰する理由により、期間内に地図管理業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、甲は、乙から損害金を徴収して期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から既に完了した地図管理業務に該当する業務委託料を控除した額に対して、三百分の1の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、三百分の1の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力免責)

第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)

第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で地図管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲	住所	栃木県日光市小代1485-60	
	氏名	日本学生オリエンテーリング連盟 会長 河合 利幸	印
乙	住所	兵庫県神戸市垂水区つつじが丘7-12-2	
	氏名	NishiPRO 代表 西村 徳真	印

地図管理に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）とは、甲が所有する競技地図（但し、青山高原・マキノは除く）に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。
- 2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

- 第2条 甲所有の地図に関する調製（レイアウト・色彩・レイヤー設定等）、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（業務の内容）

- 第3条 甲は、甲所有の地図に関する調製、印刷及び販売業務（以下、「地図管理業務」という。）の全部（ただし、インカレ実行委員会が発注するものを除く）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲または乙は必要があるときは地図管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
- 3 地図管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
- 4 乙は地図に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスをを行う。

（注意義務）

- 第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への地図管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって地図管理業務を遂行するものとする。
- 2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料および支払方法）

- 第5条 甲は、地図管理業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」のとおりとする。
- 2 乙は、甲の幹事会にて、地図管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、販売地図名、販売枚数、販売額、販売先、地図使用日、売上総額を必ず含めなければならない。また、この報告は年度中間期と年度最終の幹事会・総会でを行うものとする。
- 3 年度全体の報告は会計監査を経るものとする。
- 4 乙は前項の会計監査の終了後1ヶ月以内に地図売上総額から業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲は、これをもって、乙に対する業務委託料の支払いに代える。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
- 5 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

- 第6条 甲は、地図管理業務の遂行上必要な資料等を（以下、「資料等」という。）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

（秘密保持）

- 第7条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく地図管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

- 第8条 乙の責に帰する理由により、期間内に地図管理業務を完了することができない場合

- において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、甲は、乙から損害金を徴収して期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から既に完了した地図管理業務に該当する業務委託料を控除した額に対して、三百分の1の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、三百分の1の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力免責)
第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)
第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)
第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)
第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(管轄裁判所)
第13条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)
第14条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で地図管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲	住所 氏名	栃木県日光市小代1485-60 日本学生オリエンテーリング連盟 会長 河合 利幸	印
乙	住所 氏名	栃木県日光市小代1485-60 坂野山遊地図企画 代表 坂野 翔哉	印

(別紙1) 料金表

学連所有地図の販売代行業務について

地図の販売価格は業務委託料に著作権代を加えたものとする。

<業務委託料>

販売する地図の種類・サイズ	販売地図1枚当たり業務委託料
A3以上	時価
B4、A4(2テレイン以上)、 大規模地図修正後初回販売	200円
A4(1テレイン)	150円
A5	75円

※B4以上は大会のみ可能。

<著作権代>

販売する地図の種類	販売地図1枚当たり著作権代
1テレイン(縮尺10,000分の1かつA5サイズ)	125円
1テレイン(上記以外)	250円
2テレイン以上	250円×テレイン数
日本学連会計製出の大規模地図修正後初回販売	500円
運営負担による大規模地図修正後初回販売	0円

※縮尺10,000分の1のときA4に収まらない面積を使用する場合に2テレインとする。前高厚の著作権代は500円とする。

地図修正に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）は、下記業務に関して、業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところにより、下記業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

甲に所属する団体が甲が栃木県に保有するオリエンテーリングトレインを利用して競技会を主催する場合において、当該トレインのオリエンテーリング用地図を現状に即して修正する業務

第2条（契約期間）

委託期間は、令和○年○月1日から令和○年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条（委託料）

本契約に基づく乙の委託料は、○○○○○○○円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（委託料を超える地図修正）

乙は、現地調査の結果、委託料の範囲を超える地図修正が必要であると判断した場合は、速やかに甲に対してその旨を報告し、対応方法を協議するものとする。

第5条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物の一切の権利は、甲に帰属する。

第6条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第7条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者（ただし、本件業務を再委託した第三者を除く）に開示してはならない。

第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第○条（不可抗力免責）

□不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第□□条（管轄裁判所□

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 1 □条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和8年□月1日

甲		
住所	栃木県日光市小代1485-60	
氏名	日本学生オリエンテーリング連盟	
会長	河合 利幸	印
□□□		
乙		
住所	栃木県日光市小代1485-60	
氏名	坂野山遊地図企画	
代表	坂野 翔哉	印

栃木県におけるテレイン管理に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）とは、甲が所有する栃木県のオリエンテーリング競技用エリア（以下、「テレイン」という。）に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。
- 2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

- 第2条 甲所有の栃木県テレインの継続的利用に必要な地域渉外業務、及び利用調整業務（以下、「管理業務」という。）を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（業務の内容）

- 第3条 甲は、甲所有の栃木県テレインにおける管理業務の全部を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲または乙は必要があるときは管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
- 3 管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
- 4 乙はテレイン管理業務に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスをを行う。

（注意義務）

- 第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって管理業務を遂行するものとする。
- 2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料）

- 第5条 本契約に基づく乙の委託料は、年間900,000円（消費税別）とする。支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

（報告義務）

- 第6条 乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。
- 2 乙は、甲の年度中間期と年度最終の幹事会・総会にて、管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、地域渉外実績日、及びその内容、テレイン利用日、テレイン利用代表者、テレイン利用総人数、地域住民とのトラブルの有無およびその内容を必ず含めなければならない。

（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

- 第7条 甲は、管理業務の遂行上必要な資料等（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

（秘密保持）

- 第8条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報を、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

（不可抗力免責）

第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)
第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)
第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)
第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(管轄裁判所)
第13条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)
第1 ~~4~~ 3条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲	住所 氏名	栃木県日光市小代1485-60 日本学生オリエンテーリング連盟 会長 河合 利幸	印
乙	住所 氏名	栃木県日光市小代1485-60 坂野山遊地図企画 代表 坂野 翔哉	印

2.インカレ用**OCAD**ライセンスの購入について

インカレ実行委員会でのocadライセンス購入について

日学理事 浴本

インカレ実行委員会のコースプランナーがocadをどうするかは年による、実行委員会で購入した年もある、所属する地域クラブで所有するocadライセンスを使用した年もある。

昨年6月の第1回幹事会の際には、使用しない年があることを踏まえ、1年単位で購入することとした。

○資料：[インカレ実行委員会でのocadライセンス購入について - Google ドキュメント](#)

しかし、自分がインカレ実行委員長をやって初めて気づいたが、地域クラブの購入したOCADライセンスを使用した年についても、本来ならばインカレ実行委員会から地域クラブへOCADライセンスの一定金額を負担するべきではないか（インカレ実行委員会がOCADを使用している間、その地域クラブはOCADを使用できないため、使用料を支払うべきだと考える）。

ただ、いくら払うかというのもまた難しい問題なので、浴本からは

「インカレで使用するOCADライセンスは今後、インカレを主催する日本学連が購入する」

ということを提案したい。

下図はOCAD使用期間の図だが、おおよそ6-7カ月の間、各インカレ実行委員会においてOCADを使用する。また、各実行委員会において2つのライセンスを貸与することが望ましい（秋ならスプリントとロングのコースプランナーに1つずつ、春ならミドルとリレーのコースプランナーに1つずつ）

OCAD使用期間	2024年												2025年												2026年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ICSI 2025																																				
ICMR2025																																				
ICSL2026																																				
ICMR2026																																				

3年プランを購入し、

秋⇒秋へ、春⇒春へそれぞれ貸与することを想定している（この場合なら、OCAD使用期間が被ることはない）。

【OCADの金額】

○ 1年 130スイスフラン

OCAD Orienteering for Teams

Perfect to produce Orienteering Maps. Course Setting Module included.

CHF 130.00 VAT Excluded per year

RUNTIME

☒ 1 year ☐ 3 years

○ 3年 351スイスフラン (117フラン/年)

OCAD Orienteering for Teams

Perfect to produce Orienteering Maps. Course Setting Module included.

CHF 351.00 VAT Excluded per 3 years

RUNTIME

☐ 1 year ☒ 3 years

1 スイス フラン =

199.83 日本 円

最終更新時刻・2月23日 2:50 UTC

(ずっと日本学連がインカレ実行委員会へライセンスを提供することを予定しているので) 3年プランで購入した場合、1年あたり、117 (スイスフラン) × 200 (日本円) × 2 (ライセンス) × 2 (春と秋) = 93600かかる。

そのため、各年度おおよそ10万円の予算がかかると考えてほしい。(円安によってさらに値上がりの可能性あり・・・)

予算には、単年度で計上するものかと思うので、
2025年度のインカレのOCADライセンス代は、2025年度の予算に入れるという風にしたい。

【相談事項】

・ 毎年度、約10万円かかるOCADラインセスを日本学連として購入し、実行委員会に出してよいか

※日本学連から購入することが認められた場合、2026年度予算の「インカレ会計」の項目に、OCADライセンス代10万円を計上してほしい > 会計・町田さん

【詳細・手続き上のフロー】

- ・ 3-4月頃に秋インカレの分を、6-7月頃に春インカレの分を購入。
- ※ 3年の購入なので、2026年3月と6月に買ったら、次は2029年3月6月の購入となる。
- ・ 購入者は日学理事。マッパー公募なども実施しているインカレ担当の日学理事が購入する（現在は浴本）。
- ・ 購入後、実行委員会に貸与。使い終わったら日学理事に返してもらうor（日学理事を挟まずに）次の実行委員会に渡してもらうことも可。※ただし、日学理事を挟まない場合でも、日学理事はライセンスが今どこにあるのかしっかりと把握しておく必要がある。

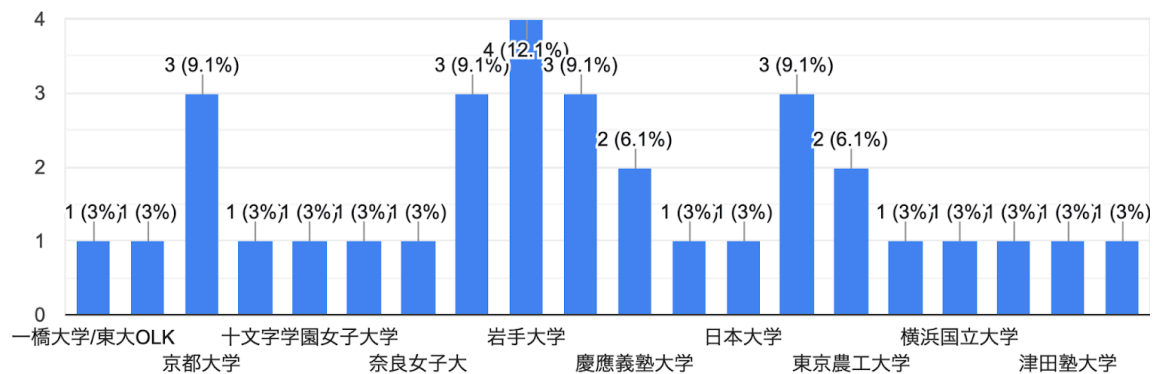
3.新規施策について

回答結果

1- 回答大学の分布

所属する加盟校名を教えてください

33 件の回答

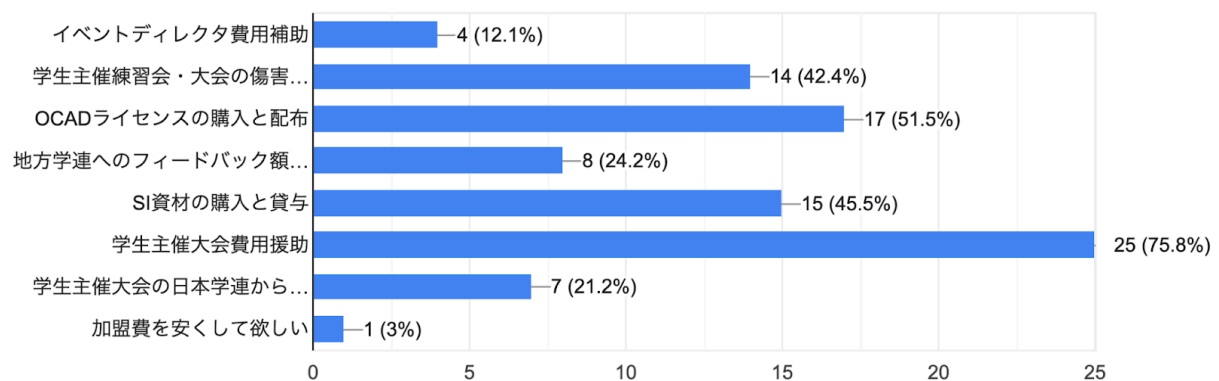


*学連ごとの集計: 北東5, 関東15, 北信越1, 東海1, 関西8, 中九四3

2- ぜひ実施して欲しいと思うもの

総会で紹介した施策候補のうち、ぜひ実施して欲しいと思うものを選択してください

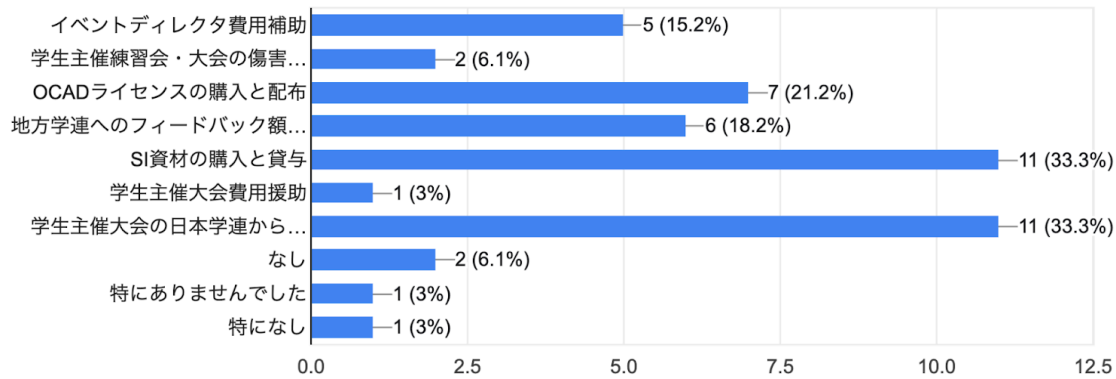
33 件の回答



3- あまり必要ないと思うもの

総会で紹介した施策候補のうち、あまり必要ないと思うものを選択してください

33 件の回答



4- 他に実施して欲しい施策の案

- 安全対策関連のGPS,熊対策費用(岩手大学)
- 地図調査費用の補助(新規地図を作った時あるいは地図をリメイクした時、その地図範囲に応じて(〇〇円/haのように)、補助を行う)(京都大)
- 日学所有テレインや、大学所有テレインの地図修正費用補助(茨城大)
- インカレ開催地と活動地域の距離に応じた資金援助(広島大)
- 学連員のインカレ参加費の補助(東大OLK)
- インカレの一般クラスと選手権クラスのエントリー費の差額を小さくする。(奈良女子大)
- 加盟費を安くすること、大会によく出る人から多めに取ること(東京農工大)
- Eカードに比べてSIACが値段的にも高く寿命もさほど長くないので、我々のような少人数クラブでは10個購入してしまうとペイすることができない。そのため、SIユニットではなく、SIAC本体のみの貸与も検討してほしい。(東京農工大)
- また、地方学連へのフェードバック額を増額するのなら、地図代に利用するなど、大会参加費の引き下げにつながるように使用用途をある程度指定欲しい。(東京農工大)
- 地方学連セレクション運営費用の支援、インカレのオフィシャルの交通費補助(航空券が高額なため)(北海道大)

5- その他意見

- SI資材に関して、すでにSI資材を所有しているクラブなどとの平等感などいろいろ難しいところもあると思いますが、なんとかして実現してもらえるととても嬉しいです。(東大OLK)
- OCADライセンスは既に持っている加盟校もあると思う。(奈良女子大)
- 450万の内部保留は多いと思います(東京農工大)
- 我々のような少人数の加盟校にもある程度還元される施策を期待しています。(東京農工大)

議事録

日時: 2025/12/30 21:00~23:10

参加者: 石川・森・西澤・石井・美濃部・山崎・湊・加藤

議題1: 改めて候補を考える

- アンケートの結果を見てどう考えるか？

実施してほしい(賛成)とあまり必要ない(反対)から、反対の意見が少なく多くの加盟校が賛成していたのは、

- ・保険一括加入
- ・学生主催大会費用補助
- ・OCADライセンス貸与(すでにライセンスを所有している加盟校はメリットがない)
- ・SI資材貸与(SIACを保有している加盟校等からは必要と感じていない)

- どういった施策が人気か、日本学連の立場からどうか

現金の直接的な補助はできるだけ避けたいが、学生主催大会費用補助が加盟校の大多数が賛成の意思

間接的な費用補助となるコントローラの派遣は多くの加盟校が3割程度の反対

SIAC資材はすでに所持している大学にとっては恩恵を受けられない

*参考: 事前に提示した施策のうち、「ぜひ実施して欲しい」の票数から「あまり必要ない」の票数を引いた数値のランキング

1. 学生主催大会費用援助 21
2. 保険一括加入 12
3. OCADライセンス貸与 10
4. SI資材貸与 4
5. 地方学連フィードバック額増額 2
6. イベントディレクタ費用援助 -1
7. コントローラー派遣とその費用援助 -4

—

(以下当日分)

大会の費用援助について

- ・オリエンの大会は参加者の人数によって、赤字か黒字が決まるので、補助があると参加費の低減につながる可能性がある
- ・大会運営では地図修正や調査に費用が多くかかるので、費用補助は地図修正や調査に用途を指定する(打ち上げ等の個人的な用途に使われないようにするため)
- ・赤字を補填する(性善説に依存するため金額上限が必要)

保険一括加入

- ・JOAにも同様な保険に加入できる制度がある(料率、時間、人数に応じて負担額が決定される)ため、競合する可能性がある

料率等の詳細

https://www.orienteering.or.jp/wp-content/uploads/2025/09/insurance_20250926.pdf

地区学連が主催する場合も保険適用が可能かどうかJOA側に確認する必要がある

→適用可能なら、学生への情報の周知を行う。

・日本学連としては、JOAの保険を適用した際にかかる費用の補助を実施する(半額や全額補助等)→前向きに検討、次の幹事会に諮る

OCADライセンス貸与

- ・OCADを使いたい時期がかぶったときの調整をどうするか
- ・すでにライセンスを所有している大学でも、所有している分であまり回せていない時期があるため、メリットになる
- ・ライセンス貸与のターゲットを絞る(OCADを所有していない大学など)
- ・OCADライセンスの使用用途を制限する(大会地図作成などの長期的な利用ではなく、練習会のコース設定などの短期的な利用にする)

SI資材貸与

- ・SIの貸し出し事業を実施している団体などとの競合
- ・SIを購入してもインカレなどで需要に答えられるほどの数は確保できないのでは

新しい案

地区学連への補助として、負担の大きいセレクションに向けた地図修正費用

→各地区学連のセレクションの実態を調査したい

ユニバ関連の補助(選考会が富山で遠すぎる)

ネクストアクション

- エリートと一般のエントリー費の差額について質問する
-
- OCAD使用状況のヒアリング(地区学連を通じて各加盟校に)の準備
- 各地区学連の実態調査(金銭面と地図修正について、地区学連幹事長に依頼)
- JOAIに地区学連主催の大会・練習会でも保険が適用されるかどうかの確認(木村理事経由)
- 次の幹事会に向けて論点を整理する

議題2:実現可能性を考える

- どれくらいお金がかかりそうか
- 継続的な管理はできるか
- 外部の人との連携が必要か

—

(以下当日分、12/30はここまで行ければいいかも)

→課題1と並行して議論

12/30のZoomチャット

2025-12-30 21:29:48 開始 森創之介(副幹事長) から 全員:
選手権との差額は1競技1500円
インカレ1回で3000円

2025-12-30 21:31:53 開始 美濃部遼(関東学連幹事長) から 全員:
運営者に向けてなのか、学生大会に参加する学生の参加費を補助するのか？

2025-12-30 21:34:46 開始 美濃部遼(関東学連幹事長) から 全員:
大会運営で一番お金かけてるのは、地図作成、修正調査な感じがするので、大会運営への補助をするならそっちの方が嬉しいなって感じです。

2025-12-30 21:35:08 開始 美濃部遼(関東学連幹事長) から 全員:
(運営者にとってはお金が浮くし、参加者からしても大会地図の質が上がるので嬉しい)

2025-12-30 21:35:47 開始 石井雅人(広報部員) から 全員:
東北大大会では参加者の予想がつかなかったこと、運営費が思ったよりかさんだことで参加費を高く設定してしまった。赤字分の補填があれば安く参加費を設定しやすいと思う。

2025-12-30 21:39:13 開始 美濃部遼(関東学連幹事長) から 全員:
用途の指定をしないで、黒字になった場合に打ち上げとかに使われたら悔しく感じる

2025-12-30 21:40:26 開始 加藤賢斗(事業部長) から 全員:
(次の話にも繋がりますが)直接お金を渡すよりも保険一括加入などで間接的に渡る方がいいのかなと自分も思います。

2025-12-30 21:46:52 開始 Shota Ishikawa から 全員:
<https://2025uofj.slack.com/archives/C03D3AP6BT7/p1758983638959519>

2025-12-30 21:50:51 開始 美濃部遼(関東学連幹事長) から 全員:
フォームを見た所、送信はかなり楽でした

2025-12-30 21:58:04 開始 美濃部遼 から 全員:
関東学連新人戦

2025-12-30 22:01:31 開始 石井雅人(広報部員) から 全員:
大会開催時、保険申請の手間が軽くなるのはありがたいと思います。JOAの保険を利用した時に費用補助をするというのは可能そうですか？

2025-12-30 22:07:34 開始 美濃部遼 から 全員:
OCADは使いたい時期が被るとかで上手いこと使えるか疑問

2025-12-30 22:08:53 開始 美濃部遼 から 全員:
筑波内ではライセンス3つ所有しているのにうまく回せてない時期もある
(地元の地図創るための個人利用もあるし、大会、練習会、対策用につかわれたりです)

2025-12-30 22:09:22 開始 西澤汰知(広報部長) から 全員:

東北大も同じ感じです

2025-12-30 22:12:35 開始 山崎僚太/岩手大学/北東学連 から 全員:

OCADは一つライセンスがあって、足りているがバージョンが古くて、フリップの地図がつかれないことがあった

2025-12-30 22:13:31 開始 山崎僚太/岩手大学/北東学連 から 全員:

新しいのだと、年間

2025-12-30 22:14:12 開始 山崎僚太/岩手大学/北東学連 から 全員:

でお金をはらわないといけならしくて買うの躊躇してます

2025-12-30 22:14:18 開始 湊菜々子(普及部長) から 全員:

茨城大学は来年3月で契約が切れるライセンスが1つあります

2025-12-30 22:14:41 開始 美濃部遼 から 全員:

大会の地図作成とかに使われると長く使いすぎるので使用权を回せない気がする

2025-12-30 22:23:07 開始 美濃部遼 から 全員:

日学でSiを購入しても必要な時(全日本、インカレ、セレ)で需要に答えられるほどのSiを用意できない(平等に還元はできなさそう)

2025-12-30 22:28:53 開始 美濃部遼 から 全員:

地方学連会計の負担の大きいところはセレクションな気がするし、セレクションの負担の大きいのは地図修正ではある。

なので、補助するなら地区学連じゃなくて地図修正費用な感じがします。

2025-12-30 22:30:35 開始 美濃部遼 から 全員:

関東学連は各セレに10万円の補助を毎年出しています。それに追加して赤字が出た場合は補填しています

2025-12-30 22:31:11 開始 美濃部遼 から 全員:

セレの割合が半分くらいな気がします

2025-12-30 22:32:04 開始 山崎僚太/岩手大学/北東学連 から 全員:

回答の中にもあったが北大のセレクションの移動費が大変そう(ひとり1遠征で3万円強)ということで北東学連では賄いきれない金額になるからここで考えていただけるとありがたい

2025-12-30 22:32:43 開始 美濃部遼 から 全員:

今年のロングセレなどは修正費用で赤字が出ています。

なので、資金補填がなくても関東学連からセレ補助10万円を下げることはなさそう

2025-12-30 22:37:04 開始 美濃部遼 から 全員:

修正なしの決算がこれです

日本学連総会用_2024ミセレ決算.pdf のコピー

2025-12-30 22:40:24 開始 美濃部遼 から 全員:

セレ運営の内情を知らないのです、補助を出すとか話を進めるなら運営者を召喚しないと何ともいえません

2025-12-30 22:50:09 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

あればほしいけど、学生が能動的には動かなさそう

2025-12-30 22:52:15 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

EA探しは面倒だから、派遣されるなら自分は嬉しいです。(ただ、自分たちで決めたい(仲いい人がいい)とかはあるかもです

2025-12-30 22:55:44 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

ここにあるのだと、選手権エントリー費とGPSに興味あります

2025-12-30 22:56:05 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

GPSに関してはJOAが話しているかもしれないですが

2025-12-30 22:58:03 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

ここにはないものとユニバ関連の補助です。(選考会が富山で遠すぎる)

2025-12-30 22:58:53 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

https://www.orienteering.or.jp/nt_news/20251230-001_selection/

2025-12-30 23:01:09 開始 美濃部遼 関東学連幹事長 から 全員:

前回幹事会で出た案の中(Slackで送られたもの)では日学HPは全員への還元になるのかなと感じました。

—

(ここから第3回幹事会の内容)

大会の費用援助について

- 大会のみか、練習会まで補助を出すか
 - 来年は大会のみでやってみて、いくらかかるのかを確かめる
 - 大会のみにする場合は、その定義を明らかにする
 - 定義は後日考える
 - 大会・練習会の補助を出す
 - 来年度は大会のみで、全額日本学連が負担するのはどうか
- どの割合を日本学連が負担するか
- 日本学連側の対応フロー
 - 補助を受け取るために必要なものは、フォームの提出と請求書の提出
 - 後援申請のように承認作業をしたら、練習会までいちいちやるのは現実的ではない
 - あとはJOA以外の業者の保険を認めるか
- 予算
 - 後日もう少ししっかりした見積もりを立てる
- 地区学連主催の時も支援の対象にするか

- はい

OCADライセンス貸与

- 利用規約の確認(非学連登録者の使用について)
- ライセンス解除忘れ問題にどう対処するか
- 利用の集中と購入ライセンス数をどう決めるか

議題3: 実施の優先順位をつける

- 今後半年～1年のスケジュールを考えた時に、何を最優先にすべきか
- 実施上の制約として考えられることはあるか

—

議題4: これからのアクションを考える

- いつまでに何をするか、具体的な行動計画と割り振り

—

4. 日本学連版權テレインの地図修正にかかる費用の継続的な支出についての検討

要望の概要(坂野氏のヒアリング結果)

新規地図作成事業がなくなったのと引き換えに、今後は膨大な範囲の地図修正が発生していきます。地図販売収入を元手に、地図修正に対して長期的な計画と予算を立てていただきたい。

現状の問題点

-

やりたいこと

- 栃木で得た収益は栃木で完結させたい
- max2テレイン修正
- インカレで1テレイン修正
- 地図収入の上下は大きい
- インカレを栃木でやるかどうか大きい
- 初めから予算を坂野さんにお渡しして、修正の承認をもらう
-

懸念点

- 関東セレに限って修正済地図を使うのはアリなのか、ほかの中小規模の大会や練習会での修正要望も応えるべきか
- 時間をどう考えるべきか
-

その他

50万円、500人以上

夏の関東ロングセレは12月のミセレで4年生がジャンケンして役員暫定、運営者を集めたり情報収集しつつも本格的な動き出しはインカレも終わって大学卒業後の3月末から。テレイン候補が断られるなどで結局栃木に絞られていき、調査を実行委でやるか業務委託するか、予算をどうするかで揉めてるうちに時間がなくなり、結局自分たちでは何もわからないから業者の言う通りにするしかないと決まるのが4月中旬、コース組んで試走したら思ったより大変で広範囲を調査しなくちゃいけない→思ったよりお金がかかる→学連のお金を貰おう、となるのが5月初旬、開催は6月。

夏の北東セレも12月頃役員暫定して4月に動き始め、6月に方針や予算が大筋決まって、8月開催。少人数運営で2日間大会で労力が大きいので自力調査しない方針、人数も予算も限られていてテレインにこだわりがなく、無茶をしない堅実さから、素直に業者の提案を受け入れてシンプルな運営をするイメージ。

冬の関東ミドルセレも前年12月のミセレで役員暫定で、動き出しは4月なのは同じ流れ。とはいえ特に動かずに6月ロングセレから引き継ぎを受けて焦りだす。テレインを決めて地図調査の方針も悩んで結局ロングと同じ流れで業者に委託するしかないとなるのが8月、→学連のお金を貰おう、となるのが10月、開催は12月。北東も併催だが人数や予算のリソース的にほとんど関わらない。

実行委によって能力はかなり異なるので、調査方法や範囲や請求額はかわります。場所にもよりますが1テレインをセレできるまで調査するには30～80万円といったところです。毎年引き継ぎは不十分だし、同じことを悩んで同じ流れになっているので、調査の自由度、予算確保、テレインの選択肢が複数あるのは実行委を混乱させるだけで良くない気が個人的にしています。

インカレで使えないようなテレインを学生に使わせて版權としたのが新規地図作成事業



日本学連版權テレインの地図修正にかかる費用の継続的な支出についての検討

以前の坂野氏からのヒアリングの議事録は[こちら](#)を参照

【目的と背景】

- 趣旨としては、今後は新しく日本学連版權のテレインを開発するのではなく、これまでに開発してきたテレインの修正を毎年少しずつ回していきたいということ。
- 修正するタイミングはここ数年では関東OBOG運営のセレクションかインカレがほとんどを占めている。
- そして、ここ2年の関東学連主催のミドルセレにおいて、地図調査・修正費用が嵩み日本学連にその費用支出を依頼する→総会での承認を取るということが起こっている。
- これを毎年行うのは日本学連の予算の正常な執行の妨げになるだけでなく、セレクションの運営者にとっても、運営上の不確定要素を増やす要因になると思われる。
- そのため、日本学連版權テレインの大規模地図修正にかかる支出を毎年の予算に正式に組み込むことによって、毎年起こる地図修正費用支弁のフローを簡素化するとともに、より計画的に版權テレインの地図のメンテナンスをできるようにする。



日本学連版權テレインの地図修正にかかる費用の継続的な支出についての検討

【具体的な内容および検討事項①】

- 2025年度予算内にある40万円の「地図修正費」の使途を日本学連版權テレインの大規模修正の委託費用と明記した上で、来年度以降の予算に組み込み次回の総会において承認を得る、という方針について問題がないか検討する
 - これにより、今後セレクション実行委員会からの地図修正費用の請求があった際に、その度に総会を通す必要がなくなる。
- 来年度以降の地図修正費の額を検討する
 - 40万円という額が適切かどうか... これは、各加盟校の理解が得られるかどうかと、地図修正の費用として適切な範囲であるかどうかなどの複数の観点から検討する。
 - インカレやセレクションの開催テレインの状況に応じて、額は毎年変更することはできる。
 - しかし、翌年度の春インカレやセレクションのテレインは完全に明らかでない場合もある。



日本学連版權テレインの地図修正にかかる費用の継続的な支出についての検討

【具体的な内容および検討事項②】

- 地図修正費をいつ誰にどのように支出し、使ってもらうのかのイメージを持つ
 - テレインコントロールを行う業者にあらかじめ支出するのか、事後的に運営者に支出するのかなど。運用上の問題。
 - 必要以上に（不正に）支出されないようにどのようなルールを設けるかも考える必要がありそう。

5.部局報告

部局	今まで	これから	相談・共有事項
幹事長	いろいろ	新規施策関連 AED講習会 インカレ言葉 インカレ報告書 引き継ぎ準備 幹事会・総会準備・運営 規則・規約改正 インカレ地図送付	
副幹事長	幹事長、他部局のサポート	幹事長、他部局のサポート	ラスト幹事会、後輩連れてきていいですよ
会計 会計監査	加盟費の振込確認、請求書作成、幹事会等の立替経費精算	3月の総会までに来年度予算の作成	
事業部	春インカレ後夜祭・講習会業務	春インカレ後夜祭・講習会業務 新規事業の考案	
広報部	HP更新、XとUNIVASでの広報	HPの刷新に必要な項目整理 現HP内の資料の整理	

普及部	春インカレに向けた選手名鑑、団体紹介の作成	選手名鑑、団体紹介の完成 新歓パンフレットの作成	
渉外部	地域渉外、メール対応など	湯ノ岳の契約を放置していたのでやり直す 春インカレ直前期のテレビ利用のアンケート 青山やマキノの扱いの確認→申請フォームを作ります	
事務局	学連登録JOY移行関係 ジール社協賛関係 学連登録費確認 練習会報告書トラブル対応	学連登録JOY移行関係	何点かあります
技術委員	ランキング運用 学連合宿運営	来年度の運用上のマニュアル作成	屋敷欠席します。 飯野欠席します(入れても22時)
理事			
北東学連	E選手選考 黒字還元	総会にて来年度のE選手選考確定 予算の使い道を考える	
関東学連	ロングセレに赤字補填	事務局ごめんなさい、学連登録の間違いを確認します 関学規約の今の日学規約とのずれを直す	
北信越学連			
東海学連			
関西学連			
中九四学連			